

# 施工体制台帳作成ガイドライン

令和6年4月1日制定

令和6年4月1日施行

海部南部水道企業団

## 目次

1	目次	1
2	対象工事	1
3	施工体制台帳対象範囲	1
4	施工体制台帳記載内容	1
5	再下請負通知書	2
6	施工体制台帳作成手順及び役割	3
7	施工体系図	6
8	施工体制台帳等の提出書類チェックリスト	7
9	工事現場に配置する技術者	8
10	根拠法令	
	(1) 建設業法	9
	(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	9
	(3) 建設業法施行規則	9
11	参考資料	
	表 1 技術者制度一覧表(国土交通省より)	16
	補足 専門技術者の配置	16
	図 1 主任技術者の配置義務の見直しについて (国土交通省)	17
	表 2 建設工事の種類一覧 (全 29 種類)	18
	共同企業体 (JV) の施工体制台帳について	20
12	記載例	21
13	様式	29

## 1 目的

「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事については、発注者から直接請け負った工事を施工するために下請契約を締結する場合には、「施工体制台帳」や「施工体系図」の作成を義務付けられている。施工業者は施工体制台帳等の作成を通じ施工体制を把握し、適正な施工に努める必要がある。

また、発注者は「施工体制台帳」の写しの提出により、施工体制を把握することができる。

## 2 対象工事

公共工事の発注者から直接、工事を請け負った施工業者で、当該工事を施工するために下請契約（下請金額に関わらず）を締結した場合。

## 3 施工体制台帳対象範囲

施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等「建設工事の請負」契約における全ての下請負人が記載の対象となる。

なお、建設工事の請負契約に該当しない下請負人等については、建設業法上は記載の必要はないが、発注者が記載を求めているときには記載が必要となる。

## 4 施工体制台帳記載内容

記載する内容については、建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項とする。また、記載された施工体制が変更となる場合には、その都度提出するものとする。

### ・施工体制台帳の記載する内容

（元請負人）施工体制台帳(元請負人に関する事項 建設業許可、工事の名称・内容・工期、健康保険等の加入状況、配置技術者の氏名と資格内容、外国人技能実習生等の従事の状況、監督員の氏名)

（下請負人）施工体制台帳(下請負人に関する事項 施工に必要な建設業許可、下請契約をした工事の名称・内容・工期、健康保険等の加入状況、配置技術者の氏名と資格内容、外国人技能実習生等の従事の状況)

### ・施工体制台帳の添付資料について

- (1) 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し(表紙のみでも可)
- (2) 元請業者が下請負人と締結した請負契約を証する書面又はその写し
- (3) 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し
- (4) 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し(健康保険証、監理技術者資格証明書の写し等)
- (5) 元請が専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し(上記と同様)
- (6) 再下請負通知書（下請負人に関する事項・再下請負人に関する事項）（下請負人が再下請負を行った場合のみ）
- (7) 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し(下請負人が再下請負を行った場合のみ)
- (8) 下請負人の建設業許可通知書の写し
- (9) 下請負人の主任技術者の資格を有することを証する書面

(10)下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し

## 5 再下請負通知書

公共工事においては発注者から請け負った工事を施工するために下請契約を締結したときは、下請契約を締結した全ての下請負人に対し、「作成建設業者の称号又は名称」、「下請負人が再下請を行った場合、再下請負通知を行わなければならないこと」、「再下請負人通知書を提出すべき場所」を記載した書面を通知しなければならない。また、記載した書面を工事現場の見やすい場所に提示すること。  
(建設業法第24条の8第2項及び第4項)

以下に通知書の例文を記載する。

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

- 1 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。

また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

- 2 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する上記1の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 ○○建設（株）／△△営業所

工事現場に掲示する書面の例文（当該工事現場の見やすい場所に掲示）

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、○○建設（株）／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

## 6 施工体制台帳作成手順及び役割

### 元請負人の役割

- ・一次下請負人に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知する
- ・工事現場の見やすい場所に「施工体制台帳作成工事」である旨が記載された書面を掲示する
- ・施工体制台帳及び施工体系図を整備し、施工体制台帳の写しを企業団に提出する

### 一次下請負人の役割（二次下請を締結した場合）

- ・作成建設業者（元請負人）に、再請負通知書を提出する
- ・二次下請負人に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知する

### 二次下請負人の役割（三次下請を締結した場合）

- ・作成建設業者（元請負人）に、再請負通知書を提出する（一次下請負人経由可）
  - ・三次下請負人に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知する
- 三次下請負以下は二次請負人の記載を読み替える

図1 施工体制台帳作成対象範囲（赤枠内）

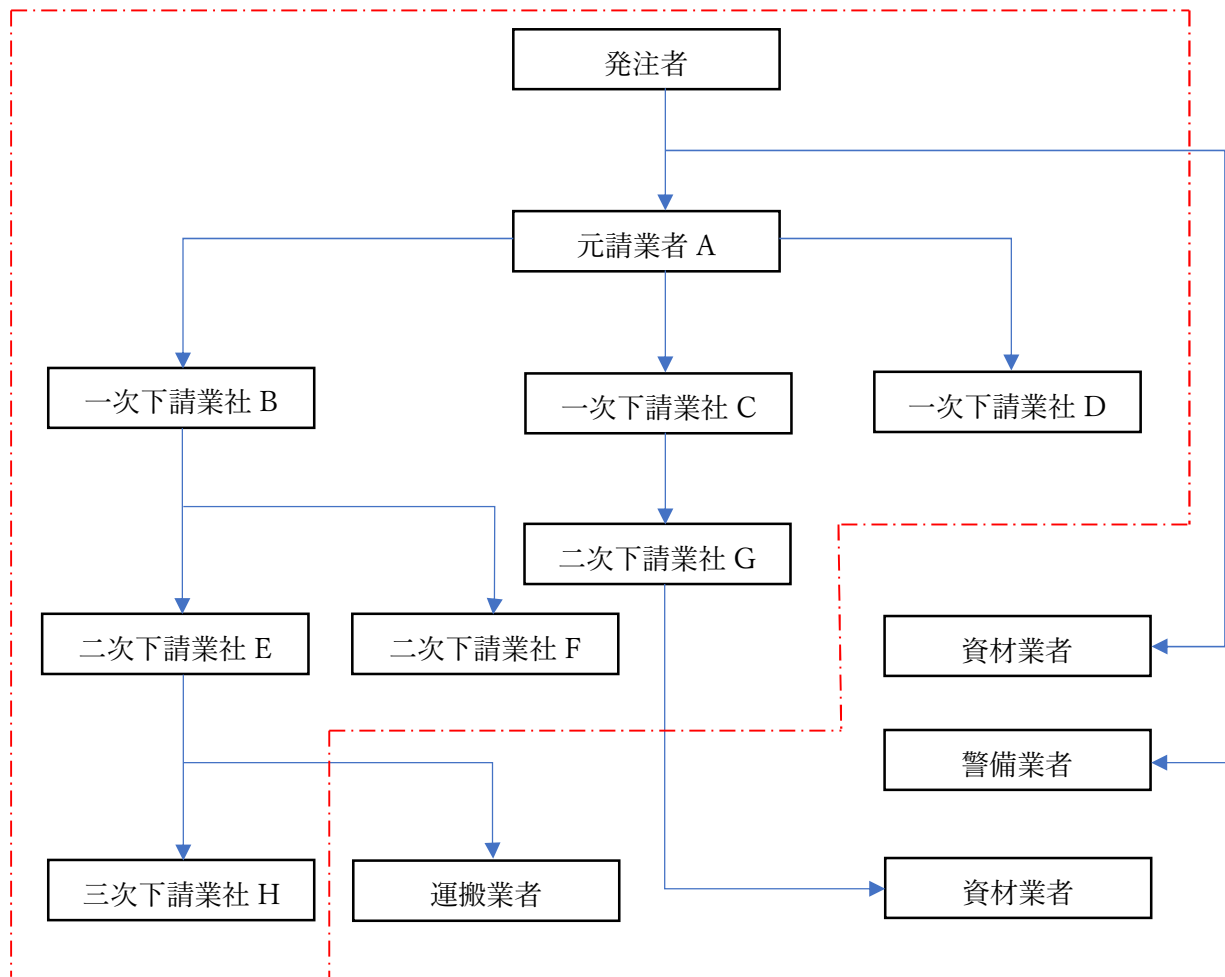


図2 施工体制台帳関連図

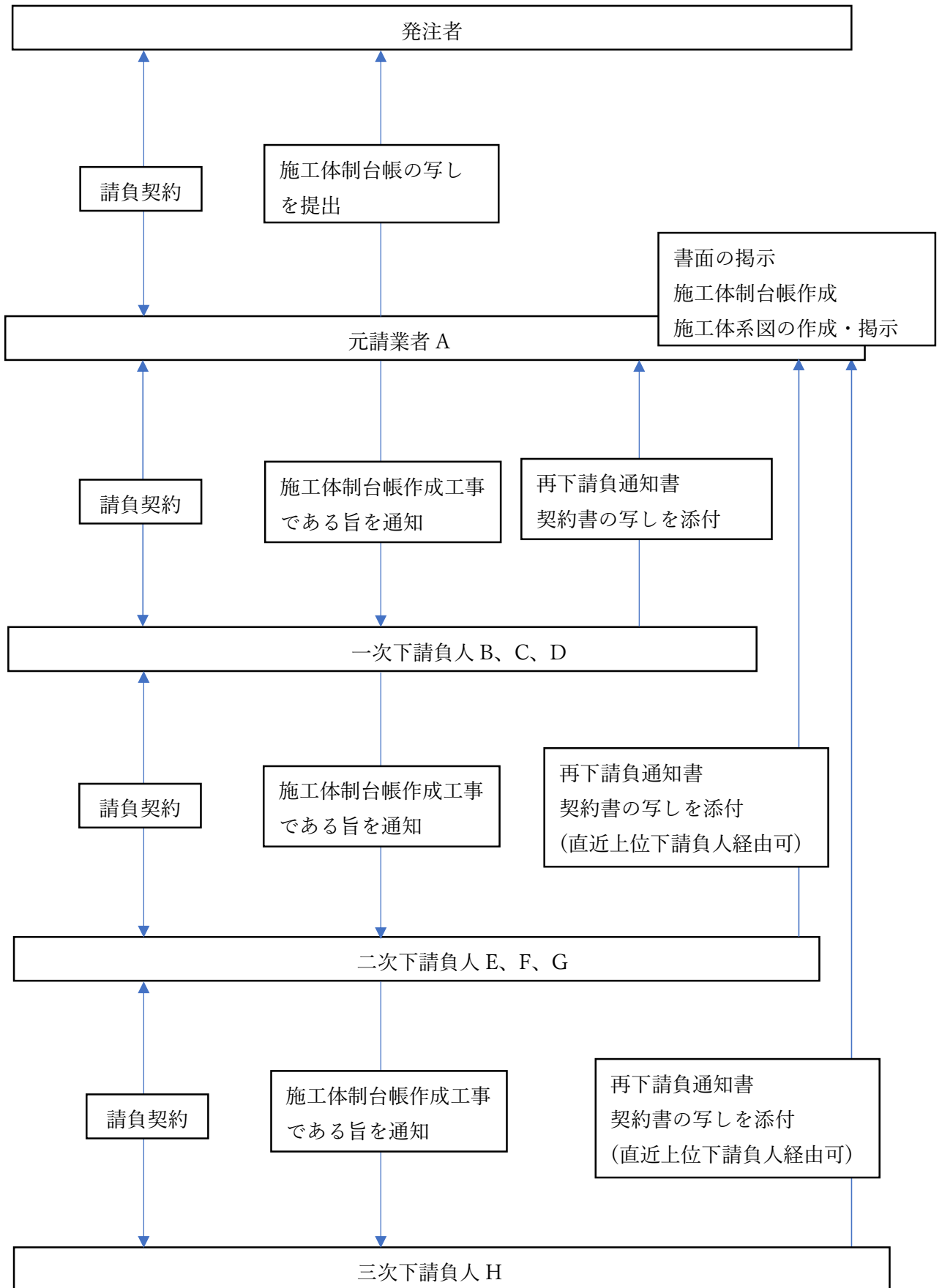
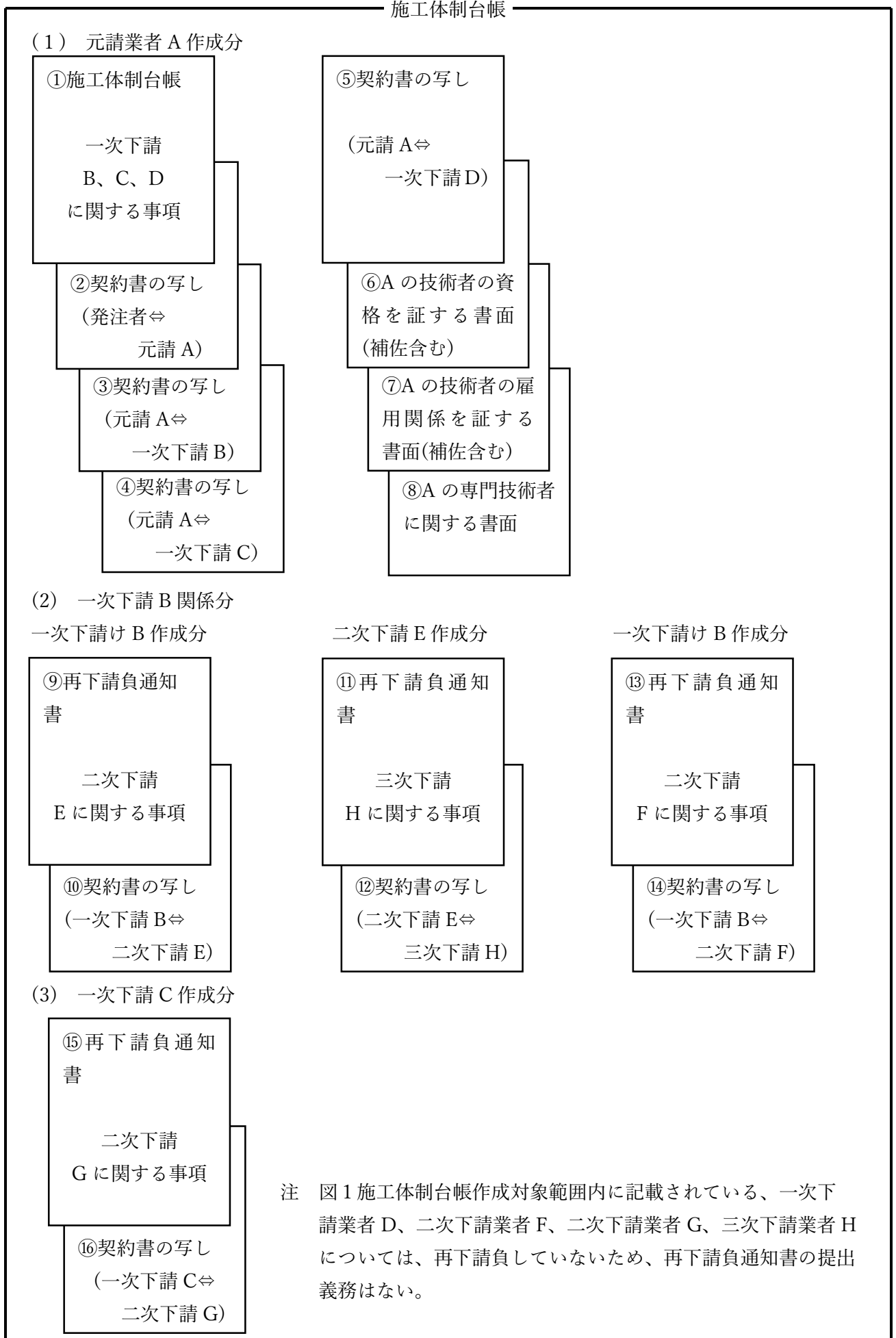


図3 施工体制台帳の記載事項 (図1 施工体制台帳作成対象範囲参照)



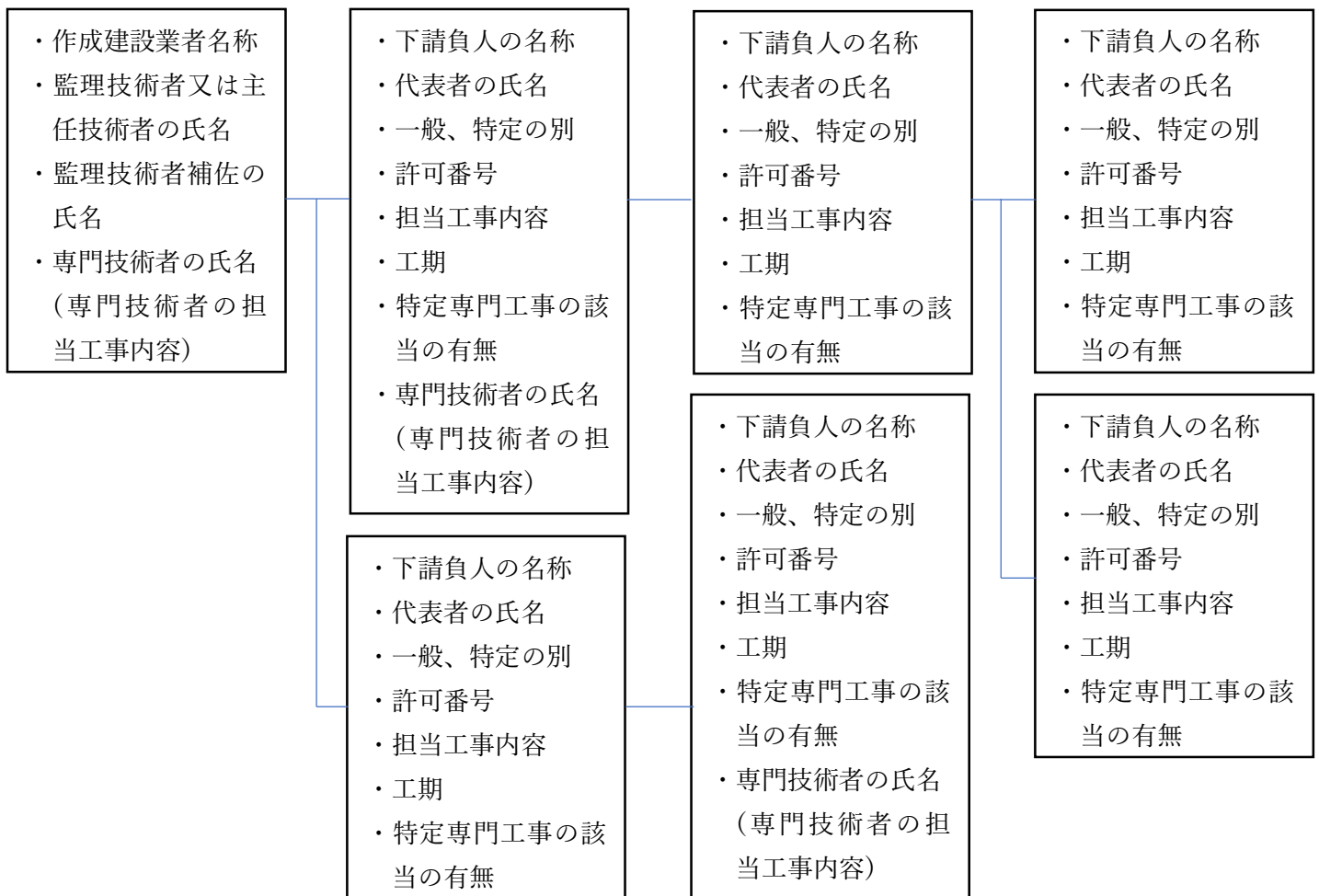
## 7 施工体系図

施工体系図は、施工体制台帳に基づき、各請負人の施工分担関係が一目で把握できるように作成された図である。施工体系図を見ることにより、工事に携わる関係者全員が施工分担関係を把握することができる。

下請負に関する表記は現施工中の施工業者である必要があるため、下請業者に変更が生じた場合には、速やかに施工体系図を変更する必要がある。

施工体系図は、建設業法第 24 条の 8 第 4 項、公共工事の入札及び契約の適正化法の促進に関する法律第 15 条第 1 項により、施工体系図は見やすい場所(工事現場の関係者が見やすい場所、公衆の見やすい場所)に掲示することが義務付けられている。

図 4 施工体系図のイメージ図





8 施工体制台帳等の提出書類チェックリスト

受注者用

書類の種類		備考	チェック
①施工体制台帳（元請負人に関する事項、下請負人に関する事項）			<input type="checkbox"/>
② 添 付 書 類	A 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し(表紙のみでも可)		<input type="checkbox"/>
	B 元請業者が一次下請負人と締結した請負契約を証する書面又はその写し		<input type="checkbox"/>
	C 元請の主任（監理）技術者、監理技術者補佐、専門技術者が資格を有することを証する書面及び雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し	※監理技術者補佐、専門技術者の書類は配置がある場合のみ	<input type="checkbox"/>

※下請負人が再下請負を行った場合は、その都度、次の書類一式を追加で提出

書類の種類		備考	チェック
① 添 付 書 類	A 再下請負通知書（下請負人に関する事項、再下請負人に関する事項）	下請負人から徴取	<input type="checkbox"/>
	B 下請負人が再下請負人と締結した請負契約を証する書面又はその写し	下請負人から徴取	<input type="checkbox"/>

## 9 工事現場に配置する技術者

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要である。

### 現場代理人

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りを行うほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人。なお、現場代理人は、工事現場への常駐を求めているが、条件(海部南部水道企業団工事請負契約約款第 11 条 4 項)によっては、合計で 2 件までの工事で兼務を認めている。

+

### 主任技術者（建設業法第 26 条）

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。ただし、500 万円未満（建築一式工事にあつては 1,500 万円未満）の工事であっても建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要。

or

### 監理技術者（建設業法第 26 条）

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、4,500 万円（建築一式の場合は 7,000 万円）以上の下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければならない。ただし、監理技術者補佐※注 1）を置いた場合は、監理技術者は 2 現場の工事現場数を兼務することができる。

※注 1）監理技術者補佐は、主任技術者で監理技術者の職務に関する基礎的な知識や能力を持つと認められる者と規定されている。（技師補制度のうち、1 級の技師補の資格を持つ者。）

## 10 根拠法令

### (1) 建設業法

#### 第二十四条の八（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

### (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

#### 第十五条（施工体制台帳の作成及び提出等）

公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。
- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

### (3) 建設業法施行規則

#### 第十四条の二（施工体制台帳の記載事項等）

法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成す

- る場合における当該建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
- イ 許可を受けて営む建設業の種類
  - ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況(第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。)
  - 二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項
    - イ 建設工事の名称、内容及び工期
    - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
    - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
    - ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
  - ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格(建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。)又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別へ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。)
  - ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はへの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格
  - チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)
- (1) 氏名、生年月日及び年齢
  - (2) 職種
  - (3) 健康保険法又は国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による医療保険、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険(第四号チ(3)において「社会保険」という。)の加入等の状況
  - (4) 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第七項に規定する被共済者に該当する者(第四号チ(4)において単に「被共済者」という。)であるか否かの別
  - (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
  - (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
- リ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。)、同表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。)及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。)の従事状況

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）
  - 二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
  - 三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
  - 四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。
  - 4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

#### 第十四条の三（下請負人に対する通知等）

建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
  - 二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所
- 2 建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、第五項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 建設業者の使用に係る電子計算機と下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を

電気通信回線を通じて下請負人の閲覧に供し、当該下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法
  - 3 前項に掲げる方法は、下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
  - 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設業者の使用に係る電子計算機と、下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
  - 5 建設業者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た建設業者は、当該下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### 第十四条の四（再下請負通知を行うべき事項等）

法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからヘまで、チ及びリに掲げる事項
- 2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。
- 4 再下請負通知人該当者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、第七項で定めるところにより、作成建設業者又は第二項に規定する他の建設業を営む者（以下この条において「再下請負人」という。）の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合

において、当該再下請負通知人該当者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、作成建設業者又は再下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
  - 6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と、作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
  - 7 再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第四項各号に規定する方法のうち再下請負通知人該当者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
  - 9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

#### 第十四条の五（施工体制台帳の記載方法等）

第十四条の二第二項の規定により添付された書類に同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

- 2 第十四条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二項第一号に掲げる書類（同条第一項第四号ロの下請契約に係るものに限る。）及び前項後段に規定する書類（同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）の添付は、下請負人ごとに、か

- つ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。
- 3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。
  - 4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。
  - 5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。
  - 6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知をしたものとみなす。
    - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
    - イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成建設業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者の閲覧に供し、当該作成建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法
- 7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
  - 8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
  - 9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
    - 一 第六項各号に規定する方法のうち再下請負通知人が使用するもの
    - 二 ファイルへの記録の方式
  - 10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成建設業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者に対し、



前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### 第十四条の六（施工体系図）

施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
  - イ 建設工事の名称及び工期
  - ロ 発注者の商号、名称又は氏名
  - ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
  - ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
  - ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
- 三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる

事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

- イ 商号又は名称
- ロ 代表者の氏名
- ハ 一般建設業又は特定建設業の別
- ニ 許可番号
- 四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）
  - イ 建設工事の内容及び工期
  - ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無
  - ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名
  - ニ 第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

#### 第十四条の七（施工体制台帳の備置き等）

法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の掲示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

## 11 参考資料

表1 技術者制度一覧表(国土交通省より)

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	4,500万円※ <sup>1</sup> 以上	4,500万円※ <sup>1</sup> 未満	4,500万円※ <sup>1</sup> 以上は契約できない	4,500万円 以上	4,500万円 未満	4,500万円 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	主任技術者 監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐		主任技術者 （特定専門工事の下請負人は配置不要） 監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐		
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者 ③一級技師補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者（3年又は5年） ③実務経験者（10年）	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者 ③一級技師補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者（3年又は5年） ③実務経験者（10年）	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が4,000万円※ <sup>2</sup> 以上となる工事   監理技術者・特定専門工事以外の主任技術者配属される全ての工事   監理技術者補佐・特定専門工事の主任技術者				
	監理技術者資格者証の必要性	現場専任が求められる工事で必要（監理技術者・特例監理技術者のみ）	必要なし	現場専任が求められる工事で必要（監理技術者・特例監理技術者のみ）	必要なし	

※1 建築一式工事の場合 7,000万円 ※2 建築一式工事の場合 8,000万円

### 補足 専門技術者の配置

土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければならない。（建設業法第26条の2第1項）

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、次のいずれかを選ばなければならない。

- ① 元請として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が、その専門工

事に関する主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。

- ② 元請として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する。
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする。

なお、専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（特定専門工事）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとなり、下請負人の主任技術者の配置が免除されます。（建設業法第 26 条の 3）特定専門工事の対象となる建設工事は、下請代金の合計額が 4,000 万円未満の鉄筋工事及び大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事。（建設業法施行令第 30 条）

図 1 主任技術者の配置義務の見直しについて（国土交通省）

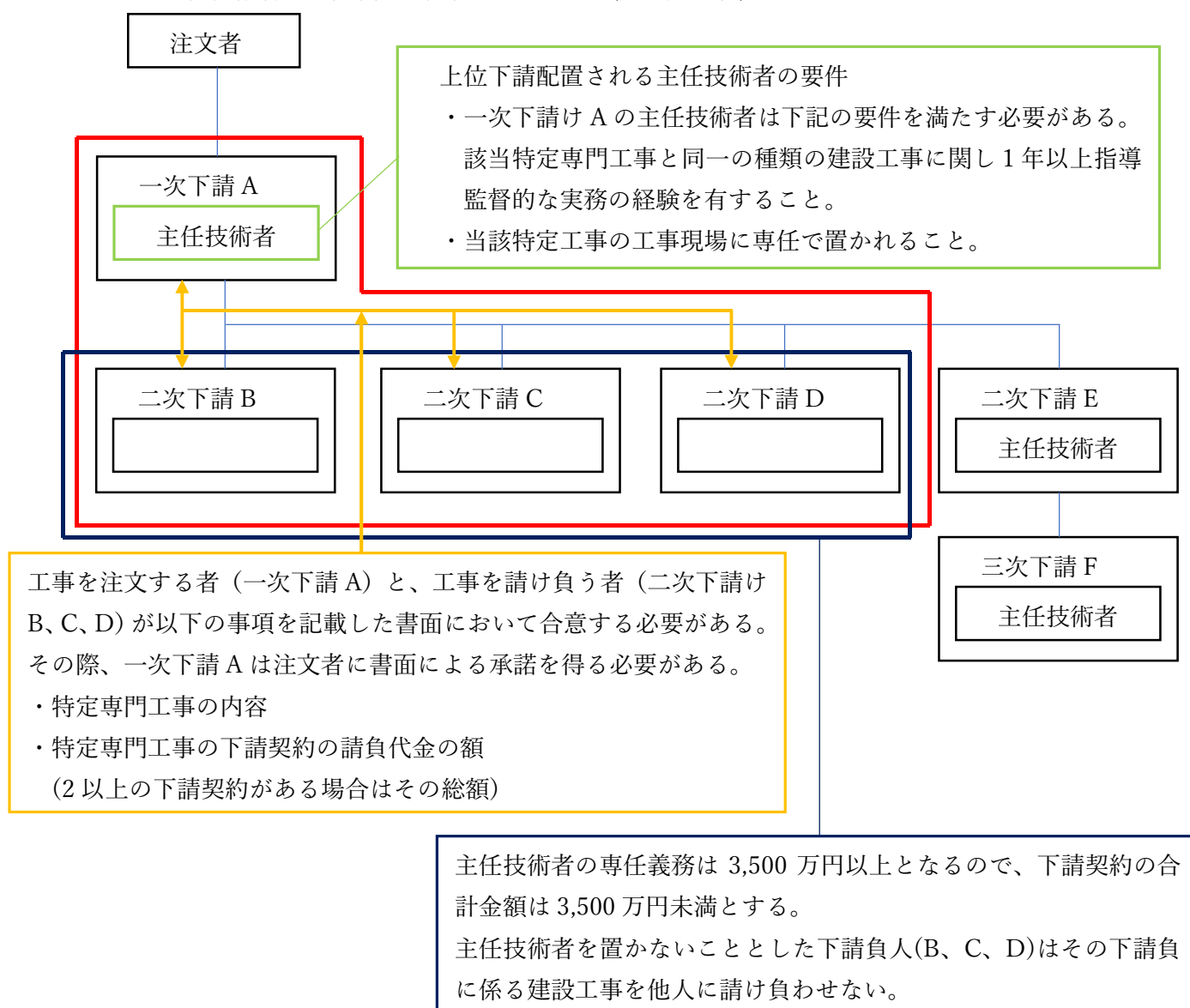


表2 建設工事の種類一覧（全 29 種類）

	略号	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表1)
1	土	土木一式工事	
2	建	建築一式工事	
3	大	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	と	とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋	屋根工事	屋根ふき工事
8	電	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	筋	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

14	しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガ	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	絶	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	通	電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、T V電波障害防除設備工事
23	園	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	井	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	具	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解	解体工事	工作物解体工事

### 共同企業体（JV）の施工体制台帳について

共同企業体（JV）は、建設業者が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設業者が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体であり、共同企業体そのものは法人格を持たず、建設業の許可を持っていない。

そのため、施工体制台帳や施工体系図の作成等については、共同企業体の形態の違いに応じて作成者や記載対象に違いがある。

表3 共同企業体の形態

特定共同企業体	経営共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定 JV の対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格審査申請時に経常 JV として結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される。

表4 共同企業体の施工方式

甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。
通常、代表構成員が監理（主任）技術者を設置し、施工体制台帳の作成等を行う。施工体制台帳に記載が必要な建設業者等の範囲は、工事の施工に係る全ての建設業を営む者。その他の構成員も施工体制台帳等への記載の対象。	分担された工区ごとに、当該工区の施工の責任を持つ構成員が監理（主任）技術者を設置し、施工体制台帳の作成等を行う。施工体制台帳に記載が必要な建設業者等の範囲は、当該分担工事の施工に係る全ての建設業を営む者。

### 施工体制台帳(記載例)

- ・作成建設業者(元請)の商号名称と工事を担当する事業所名(事業所を設置していなければ「同上」と記載)
- ・作成建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)
- ・作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容を記入する。  
・発注者名及び発注者の住所を記入する。発注者名は、海部南部水道企業団と記載し、事務所の住所を記載する。  
・契約日は海部南部水道企業団と締結した工事請負契約書に記載された契約日、工期(至)は同契約書に記載された完成期限を記入する。
- ・元請契約:海部南部水道企業団と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。  
・下請契約:一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店(本店の場合は同上と記載)、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。
- ・健康保険の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ・元請契約に係る営業所(本社、本店)で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。
- ・海部南部水道企業団が置いた監督員を記入する。
- ・一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名。✖
- ・作成建設業者が置いた現場代理人の氏名。
- ・作成建設業者が置いた監理(主任)技術者の氏名、専任・非専任の別。(請負代金額が4,000万円以上は必ず専任となる)。
- ・監理技術者補佐:監理技術者補佐名を記載する。監理技術者補佐を置かない場合は記載不要。(監理技術者補佐を置くことで、監理技術者は2箇所まで現場の兼任が可能)。✖
- ・専門技術者:請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。✖直接施工する専門工事がない場合は記載不要。

[会社名・事業者ID]	〇〇建設株式会社		
[事業所名・現場ID]	同上		
建設業の許可	許可業種	土、建、電、管、舗、水	工事業
	許可番号	大臣(特定)知事(一般)	第 XXXXX 号
許可(更新)年月日		令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
工事名称及び工事内容	〇〇地内配水管布設替工事		
	全延長 〇〇.〇m HPPφ100-〇〇.〇m DCIPφ100-〇〇.〇m ソフトシール弁φ100-〇.〇基		
発注者名及び住所	海部南部水道企業団		
	〒496-0913 愛知県愛西市西城町大池180番地		
工期	自	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	契約日
	至	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
契営業所	区分	元請契約	本社
	住所	元請契約	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△△番地
契営業所	区分	下請契約	同上
	住所	下請契約	同上
健康保険等の加入状況	健康保険	加入	未加入
	厚生年金保険	加入	未加入
健康保険等の加入状況	雇用保険	加入	未加入
	適用除外	加入	未加入
事業所整理記号等	区分	元請契約	本社
	健康保険	元請契約	XXX
事業所整理記号等	厚生年金保険	元請契約	XXXX
	雇用保険	元請契約	XXX-XXXX-X
発注者の監督員名	〇〇課	海部水 太郎	権限及び意見申出方法
	契約書記載のとおり		
監督員名	〇〇課 海部水 太郎		
現場代理人名	愛西 三郎		
監理技術者名	専任	愛西 次郎	資格内容
監理技術者補佐名	非専任	愛西 次郎	資格内容
専門技術者名	〇〇課 海部水 太郎		
資格内容	一級土木施工管理技士		
担当工事内容	〇〇地内配水管布設替工事		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)
外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無	

- 施工体制台帳を作成又は変更した日付を記入する。
- ・作成建設業者(元請)が受けている建設業の許可を全て記入。建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。  
・特定建設業の許可が一般建設業の許可かの別を明示して記載する。
- ・事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入。  
(健康保険)協会けんぽにあっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入 健康保険組合にあっては組合名を記入。  
(厚生年金保険)事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。  
(雇用保険)労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入。
- 監理(主任)技術者の資格を具体的に記入
- ・監理技術者補佐の資格内容  
下記の条件をすべて満たす。  
①配置する工事の業種に対応した主任技術者の資格を持つ。  
②下記のいずれかの資格を持つ。  
(1)1級施工管理技士補  
(2)1級施工管理技士などの国家資格  
(3)監理技術者の資格(学歴、実務経験により取得)
- ・一号特定技能外国人:出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人建設就労者:出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人技能実習生:出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

・下請負人の商号名称を記入。

・下請負人の所在地及び電話番号を記入。

・下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び、工事内容を記入する。(元請負人と下請負人の契約期間)

・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可業種が契約工事内容と一致すること。)  
 ・建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか請け負うことはできない。

・各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

・現場代理人:一次下請会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。  
 ・主任技術者:建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。

・一号特定技能外国人:出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を○で囲む。  
 ・外国人建設就労者:出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を○で囲む。  
 ・外国人技能実習生:出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

注意事項  
 ・施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図・作業員名簿は建設業法で定められた様式はないので、この様式によらなくても構わない。ただし、法令で定められた記載事項は必ず記載する。  
 ■は建設業法で定められた記載事項。  
 ・説明書きの後ろに※があるものは、技術者等が置かない場合もあるので、その際は記載不要。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	〇〇道路株式会社	代表者名	所長 弥富 太郎
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△番地 TEL(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び工事内容	〇〇地内配水管布設替工事 舗装工事、区画線工事		
工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	契約日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、舗、塗 工事業	大臣(特定)知事(一般) 第〇〇〇〇号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	工事業	大臣(特定)知事(一般) 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	〇〇道路株式会社		健康保険	ZZZ	厚生年金保険	ZZZZ
	雇用保険	ZZZ-ZZZZ-Z					

現場代理人名	弥富 次郎	安全衛生責任者名	弥富 次郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	弥富 次郎
主任技術者名	専任(非専任) 弥富 次郎	雇用管理責任者名	弥富 太郎
資格内容	一級土木施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 (無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 (無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 (無)
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)  
 ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し  
 ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・下請負人の代表者名を記入。

・下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入。(元請負人と下請負人の契約日)

・請負契約に係る営業所の名称を記入  
 ・(健康保険) 協会けんぽにあたっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入健康保険組合にあたっては組合名を記入。(厚生年金保険) 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。(雇用保険) 労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入  
 注)適用除外の場合は「-」を記入。

・下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入。✖  
 ・下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入。✖  
 ・下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入。✖

参考)  
 ・安全衛生責任者:当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)である場合、労働安全衛生法第15条第1項の規定により、作成建設業者(元請)は統括安全衛生責任者を選任する。その場合、作成建設業者(元請)以外の下請人は、統括安全衛生責任者との連絡等のため、安全衛生責任者を選任する(労働安全衛生法第16条)。また、中規模建設工事現場(おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場)について、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日基発第209号の2)に基づき、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任する場合、下請人は安全衛生責任者に準ずる者を選任する。  
 ・安全衛生推進者:安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)  
 ・雇用管理責任者:事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)

・下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入。✖  
 ・専門技術者の資格を具体的に記入。✖  
 例) 一級建築施工管理技士  
 ・専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入。✖



### 施工体制台帳(記載例)

※日付の未記載、契約日、工期、提出日等との整合に留意のこと。

[会社名・事業者ID] 〇〇建設株式会社

[事業所名・現場ID] 同上

建設業の許可	許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
	土、建、電、管、舗、しゅ	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 XXXXX 号	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	通	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 YYYYY 号	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

工事名称及び工事内容	〇〇地内配水管布設替工事 全延長 〇〇.〇m HPPφ100-〇〇.〇m DCIPφ100-〇〇.〇m ソフトシール弁φ100-〇.〇基		
発注者名及び住所	海部南部水道企業団 〒496-0913 愛知県愛西市西城町大池180番地		
工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	契約日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約	海部海部南部水道企業団	愛知県愛西市西城町大池180番地
	下請契約	〇〇建設株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△△番地

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	〇〇建設株式会社	XXX	XXXX	XXX-XXXX-X
	下請契約	〇〇道建設株式会社	XXX	XXXX	XXX-XXXX-X

発注者の監督員名	〇〇課 海部水 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	------------	------------	-----------

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名	愛西 次郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	一級土木施工管理技士
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門技術者名	愛西 次郎	専門技術者名	
資格内容	1級土木施工管理技士	資格内容	
担当工事内容	土木一式	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 (無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 (無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 (無)
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

・元請契約欄には発注者と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を、下請契約欄には一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。支店等が無い場合、この欄は同じ元請を記入する。

区分	名称	住所
元請契約	〇〇建設株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△△番地
下請契約	同上	同上

・元請契約欄には発注者と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を、下請契約欄には一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。支店等が無い場合、この欄は同じ元請を記入する。一次下請業者の名前を記入する欄ではない。

区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
元請契約	〇〇建設株式会社	XXX	XXXX	XXX-XXXX-X
下請契約	同上	同上	同上	同上

・監理技術者又は主任技術者の選任は必要なので空欄としない。  
・請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	愛西 次郎
専門技術者名		愛西 五郎
資格内容		第1種電気工事士
担当工事内容		電気工事

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	〇〇道路株式会社	代表者名	所長 弥富 太郎
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△番地 TEL(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び工事内容	〇〇地内配水管布設替工事 舗装工事、区画線工事		
工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	契約日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、舗、塗 工事業	大臣(特定)知事(一般) 第〇〇〇〇号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	工事業	大臣(特定)知事(一般) 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	厚生年金保険 加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	雇用保険 加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇道路株式会社	健康保険 <input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/>

現場代理人名	弥富 次郎	安全衛生責任者名	弥富 次郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	弥富 次郎
主任技術者名	専任 <input checked="" type="checkbox"/> 非専任 <input checked="" type="checkbox"/>	雇用管理責任者名	弥富 太郎
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
--------------------	---	-------------------	---	-------------------	---

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・〇〇道路株式会社が法人の場合は1人、個人事業主の場合は5人以上の労働者を常時雇用している場合は、健康保険及び厚生年金保険の加入義務が発生するため、適用除外とはならない。



保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	〇〇道路株式会社	〇〇健康保険組合	XXXXXXXX-XXXX

・ただし、健康保険については全員が適法に国民健康保険(全国土木建築国民健康保険組合(土健保)や全国建設工事業国民健康保険(建設国保))に加入し、当該事業所が適用除外承認を受けている場合は「適用除外」を○で囲み、加入している国民健康保険組合の名称(「全国土木建築国民健康保険組合」「〇〇建設国保」等)と記載する。



保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	〇〇道路株式会社	全国土木建築国民健康保険組合	XXXXXXXX-XXXX

・建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならないため、空欄とはならない。(請負金額4,000万円以上で専任配置。)



主任技術者名	専任 <input checked="" type="checkbox"/> 非専任 <input checked="" type="checkbox"/> 弥富 五郎
資格内容	実務経験(10年・土木一式工事・水)

ただし、特定専門工事で、一定の要件を満たし、元請の主任技術者が一括で施工管理する場合は、下請負人は主任技術者の配置を要しない(両方で書面等による合意が必要)。その場合、下請負人はその工事を他者に再下請けさせることは不可。

主任技術者名	専任 無(特定専門工事)
資格内	

・再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称を記入する。

・再下請負通知人が請負った建設工事の元請の商号名称を記入する。(再下請負通知人が一次下請の場合は、直近上位の注文者名と同じ名称となる。)

・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。  
・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可業種が契約工事内容と一致すること)  
・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事しか請け負うことはできない。

・監督員名：再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。**※**  
・現場代理人：下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。  
・主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額4,000万円以上で専任配置。

・一号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

・再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日

再下請負通知書(記載例)

直近上位 注文者名 ○〇建設株式会社

【報告下請負業者】

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△△番地

TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇道路株式会社

代表者名 所長 弥富 太郎

元請名称 事業者 ID ○〇建設株式会社

再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名、電話番号等を記入する。

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	〇〇地内配水管布設替工事 舗装工事、区画線工事		
工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	注文者との契約日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、舗、塗 工事業 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第〇〇〇〇号	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	工事業 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 号	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	本社	ZZZ	ZZZZ	ZZZ-ZZZZ-Z

監督員名	弥富 太郎	安全衛生責任者名	弥富 次郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	弥富 次郎
現場代理人名	弥富 次郎	雇用管理責任者名	弥富 太郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	専門技術者名	
主任技術者名	専任 弥富 次郎	資格内容	
資格内容	一級土木施工管理技士	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 (無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 (無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 (無)
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

・健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。  
・事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

・下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入。**※**  
・下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入。**※**  
・下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入。**※**

参考)  
・安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上である場合、作成建設業者(元請)は統括安全衛生責任者を選任する。その場合、作成建設業者(元請)以外の下請人は、統括安全衛生責任者との連絡等のため、安全衛生責任者を選任する。また、中規模建設工事現場(おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場)について、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任する場合、下請人は安全衛生責任者に準ずる者を選任し、ここに記入する。  
・安全衛生推進者：安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。  
・雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。  
・専門技術者：請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事(軽微な建設工事は除く)があり、直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。**※**直接施工する専門工事がない場合は記載不要。

・再下請負人の商号名称を記入。

・再下請負人の住所、電話番号を記入する。

・再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。

・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可業種が契約工事内容と一致すること)  
・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事しか請け負うことはできない。

・各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

・現場代理人:一次下請会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。  
・主任技術者:建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額4,000万円以上で専任配置。

・一号特定技能外国人:出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人建設就労者:出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人技能実習生:出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

注意事項  
・施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図・作業員名簿は建設業法で定められた様式はないので、この様式によらなくても構わない。ただし、法令で定められた記載事項は必ず記載する。  
■は建設業法で定められた記載事項。  
・説明書きの後ろに※があるものは、技術者等が置かない場合もあるので、その際は記載不要。

《再下請負関係》  
再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	株式会社〇〇土木	代表者名	代表取締役 飛島 太郎
住所 電話番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△番地 TEL(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び 工事内容	〇〇地内配水管布設替工事 舗装工事		
工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	契約日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
舗装 工事業	大臣 特定知事 一般	第〇〇〇〇号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	大臣 特定知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	株式会社〇〇土木		健康保険	YYY	厚生年金保険	YYYY
				雇用保険	YYY-YYYY-Y		

現場代理人名	飛島 次郎	安全衛生責任者名	飛島 太郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	飛島 次郎
主任技術者名	専任 非専任 飛島 次郎	雇用管理責任者名	飛島 太郎
資格内容	一級土木施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 (無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 (無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 (無)
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)  
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・再下請負人の代表者名を記入。

・再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

・請負契約に係る営業所の名称を記入  
・(健康保険)  
協会けんぽにあたっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入健康保険組合にあたっては組合名を記入。  
(厚生年金保険)事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。  
(雇用保険)労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入  
注)適用除外の場合は「-」を記入。  
・請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

・下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入。✖  
・下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入。✖  
・下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入。✖

参考)  
・安全衛生責任者:当該場所の労働者数が常時50人以上である場合、作成建設業者(元請)は統括安全衛生責任者を選任する。その場合、作成建設業者(元請)以外の下請人は、統括安全衛生責任者との連絡等のため、安全衛生責任者を選任する。また、中規模建設工事現場(おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場)について、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任する場合、下請人は安全衛生責任者に準ずる者を選任し、ここに記入する。  
・安全衛生推進者:安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。  
・雇用管理責任者:事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。  
・専門技術者:請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事(軽微な建設工事は除く)があり、直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。✖直接施工する専門工事がない場合は記載不要。

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入。

### 施工体系図(記載例)

**注意事項**  
 ・施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図・作業員名簿は建設業法で定められた様式はないので、この様式によらずとも構わない。ただし、法令で定められた記載事項は必ず記載する。  
 ・**黄色**は建設業法で定められた記載事項。  
 ・説明書きの後ろに※があるものは、技術者等が置かない場合もあるので、その際は記載不要。

発注者名	海部南部水道企業団
工事名称	〇〇地内配水管布設替工事

工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

元請名・事業者ID	〇〇建設株式会社	作成建設業者の商号名称を記入。
監督員名		一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入。※
監理技術者名 主任技術者名	愛西 次郎	作成建設業者が置いた監理(主任)技術者の氏名を記入。
監理技術者補佐名		
専門技術者名		作成建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入。※
担当工事内容		専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入。※
専門技術者名		
担当工事内容		

会長	統括安全衛生責任者 愛西 次郎
----	--------------------

副会長	
-----	--

労働安全衛生法第15条第1項の規定により、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者を選任した場合、その氏名を記入。また、中規模建設工事現場(※)については統括安全衛生責任者に準ずる者を選任し、その氏名を記入。

労働安全衛生法第15条の2の規定により、作成建設業者(元請)が元方安全衛生管理者を選任した場合、その氏名を記入。また、中規模建設工事現場(※)については元方安全衛生管理者に準ずる者を選任し、その氏名を記入。※

中規模建設工事現場(※) おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」平成5年3月31日基発第209号の2

警備会社等、建設業以外の業者について  
 ・建設業ではないので施工体制台帳の提出は求めないが、現場の安全管理に資するため、施工体系図に記入する。  
 ・許可番号欄には警備業の認定番号等、業務に関連する許認可番号を記入する。該当がなければ空欄可。  
 ・安全衛生責任者は、労働安全衛生法第16条または「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」に基づき選任し記入する。



# 作業員名簿(記載例)

作成建設業者(元請)の名称を記載。 (令和〇〇年〇〇月〇〇日作成) 二次会社以下は記載。

事業所の名称・現場ID 〇〇建設株式会社

所長名 愛西 太郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿を作成、または変更した年月日を記載する。作業員名簿を提出した日を記載する。

元請確認欄 提出日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

一次会社以下は記載。 (次)会社名 事業者ID -

一次会社名・事業者ID -

施工現場の所長名を記載。

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場 受入教育 実施年月日					
	氏名			年齢	年金保険		雇用保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育		技能講習	免許			
1	あいさい じろう	配管	主	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	-	職長 安全衛生責任者	車両系建設機械 玉掛け、小型クレーン 地山掘削、土止支保工 配管工(水道配水用ポリエチレン 管、ダクタイル鉄管)	一級土木施工管理技士	△△年△△月△△日				
	愛西 次郎			◇◇歳	厚生年金						無	雇入時教育	配管工(水道配水用ポリエチレン 管、ダクタイル鉄管)	二級土木施工管理技士	△△年△△月△△日
	*****				雇用保険						****				△△年△△月△△日
2	あいさい さぶろう	配管	現	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	-	雇入時教育	配管工(水道配水用ポリエチレン 管、ダクタイル鉄管)	二級土木施工管理技士	△△年△△月△△日				
	愛西 三郎			◇◇歳	厚生年金						無			△△年△△月△△日	
	*****				雇用保険						****			△△年△△月△△日	
3	あいさい しろう	配管		〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	-	雇入時教育	型枠支保工 配管工(水道配水用ポリエチレン 管)		△△年△△月△△日				
	愛西 四郎			◇◇歳	厚生年金						無			△△年△△月△△日	
	*****				雇用保険						****			△△年△△月△△日	

建設工事に従事する者の氏名、ふりがなを記載する。初回提出後、新たに入場する作業員については逐次追加提出する。

建設工事に従事する者の職種。

建設工事に従事する者の記号。  
(注)1. 参照

建設工事に従事する者の生年月日、年齢。

建設工事に従事する者が取得している資格。資格・免許等の写しを添付すること。

建設工事に従事する者が受けている技能講習。資格・免許等の写しを添付すること。

安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)を記入。

建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

**【健康保険欄】**  
 ・健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等)を記載。**※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと**  
 ・上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

**【年金保険欄】**  
 ・年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。**※基礎年金番号は記載しないこと**  
 ・各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

**【雇用保険欄】**  
 ・雇用保険欄には、右欄に被保険者番号の下4けたを記載。  
 ・日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。  
 ・事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現…現場代理人   
 作…作業主任者(注) 2.)   
 女…女性作業員   
 未…18歳未満の作業員  
主…主任技術者   
 職…職長   
 安…安全衛生責任者   
 能…能力向上教育   
 再…危険有害業務・再発防止教育  
習…外国人技能実習生   
 就…外国人建設就労者   
 1特…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

**○注意事項**  
 ・建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。  
 ・ は、建設業法で定められた記載事項です。(ただし、教育・資格・免許については、建設工事に従事する者が希望しない場合は除きます。)  
 ・事業者ID、技能者ID、現場IDは建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録されているIDを記載する(登録していなければ記載不要)。

健康保険組合	
厚生年金	
雇用保険	4123

国民健康保険	
国民年金	
適用除外	-

(注) 1. 1. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

# 施工体制台帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 至	年 月 日	契約日 年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者 補佐名		資格内容	
--------------	--	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

## 《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 至	年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

### ※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

## 再下請負通知書

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称・  
事業者 ID \_\_\_\_\_

会社名・  
事業者 ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事  
について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）



### 施工体系図

発注者名	
工事名称	

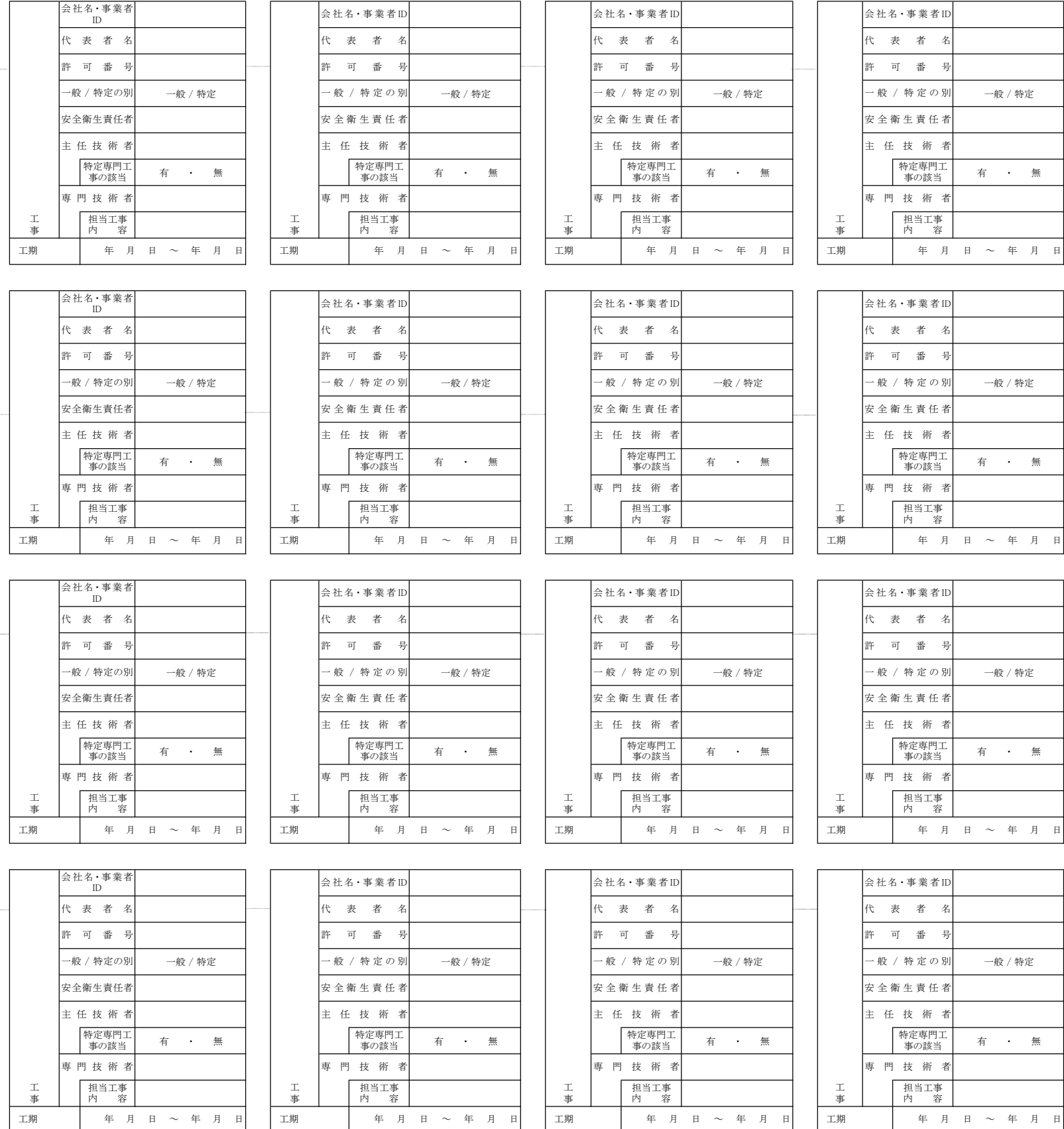
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者
-----------

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--



# 作 業 員 名 簿

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
( 次)会社名 ・事業者ID _____	

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名			年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID			雇用保険						
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人   
  (作) …作業主任者 (注) 2.)   
  (女) …女性作業員   
  (未) …18歳未満の作業員  
 (主) …主任技術者   
  (職) …職 長   
  (安) …安全衛生責任者   
  (能) …能力向上教育   
  (再) …危険有害業務・再発防止教育  
 (習) …外国人技能実習生   
  (就) …外国人建設就労者   
  (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。